



第56回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2021年12月24日(金曜日) 午前10時
受付開始 午前9時

場 所

岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
じゅうろくプラザ 5階 中会議室1
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

目 次

株主の皆様へ.....	1
第56回定時株主総会招集ご通知.....	2
本定時株主総会における新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止についてのお願い.....	4
株主総会参考書類.....	5
(提供書面)	
事業報告.....	11
連結計算書類.....	28
計算書類.....	39
監査報告.....	47

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症による被害を受けられた方々におかれましては、心より御見舞い申し上げます。また、医療関連に従事されている皆様におかれましては、心より感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大が甚大な影響を及ぼしていた時期からは徐々に回復しているものの、いち早く日常生活が取り戻せることをお祈りいたします。

さて、当社第56回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社グループの強みは、創業者の確立した植物生態や自然環境要因に最大限の愛情と汗を注入する「匠」の技術と、エコや地球環境に配慮した「人と自然が共生できる造園技術」にあります。第56期においては、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の抑制がありました。当社グループにおいては、その強みが、新型コロナウイルス感染症が拡大する社会において新たに生まれた快適で安心、安全な日常空間や美しさや華やかさがある非日常空間を求める社会的ニーズとも合致したこともあり、増収増益となりました。当社グループは、先行きの不透明な経営環境であっても、創業者の確立した強みによって、お客様や社会から必要とされる存在となるべく努力を続ける所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2021年12月
代表取締役社長 山田 準

株 主 各 位

証券コード 1438

2021年12月9日

岐阜市茜部菱野四丁目79番地の1

株式会社岐阜造園

代表取締役社長 山田 準

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が未だに収束していない状況にありますので、株主の皆様におかれましても、感染リスクを回避するために、書面による議決権行使のご利用をご検討いただきますようお願い申し上げます。書面による議決権の行使に際しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権の行使についてのご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合

▶ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。



書面により
議決権を行使していただく場合

▶ 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11 じゅうろくプラザ 5階 中会議室1 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第56期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第56期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件
4 議決権の行使についてのご案内	2頁に記載の【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.gifu-zohen.co.jp/>)

本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止についてのお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応につきまして、以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 当社の対応

- 新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスク等を着用させていただく場合がございます。
- 本総会の議事進行は、例年より時間を短縮する場合がございます。

2. 株主の皆様へのお願い

- 本招集ご通知に記載される書面による議決権をご行使いただき、本総会へのご出席をお控えいただくことのご検討をお願い申し上げます。
- ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調にご不安のある方におかれましては、本総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。

3. ご出席される株主の皆様へのお願い

- 開催日当日の感染の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染症予防にご配慮いただき、ご出席されますようお願い申し上げます。
- 受付にて検温やアルコール消毒にご協力をいただくことがございます。また、発熱や体調不良と見受けられる方のご出席をお断りすることがあります。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ご出席をお控えいただいていることや株主様への平等性を考慮いたしまして、お土産のご用意はいたしておりません。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご出席の際には事前にお目を通しいただけますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.gifu-zohen.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額は32,032,380円

なお、中間配当金として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金25円となります。また、当社は2021年6月1日付にて、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。当期の中間配当金を当該株式分割後に換算いたしますと、7円50銭となり、年間の配当金は17円50銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おぐりみちひろ 小栗達弘 (1944年5月17日)	1969年3月 当社入社 1970年2月 常務取締役 1988年4月 専務取締役 2005年4月 代表取締役社長 2005年7月 株式会社景匠館取締役（現任） 2020年11月 代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館取締役	6,400株
2	やまだひとし 山田準 (1951年3月18日)	1970年3月 当社入社 1987年3月 設計部長 1993年11月 取締役設計部長 2008年1月 専務取締役設計部長 2018年10月 専務取締役ガーデンエクステリア事業部 担当 2020年11月 代表取締役社長（現任）	33,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	おぐり えい いち 小栗栄一 (1971年10月2日)	1993年4月 有限会社サテライトオフィス入社 1995年4月 当社入社 2009年3月 営業部長 2013年6月 取締役営業部長 2016年5月 常務取締役営業部長 2018年10月 常務取締役ランドスケープ事業部担当 (現任)	88,400株
4	ふな はし けい いち 舟橋恵一 (1954年3月3日)	1972年3月 当社入社 1993年11月 営業部長 2004年5月 取締役営業部長 2012年1月 設計部不動産担当 2015年1月 取締役管理部担当(現任)	31,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	かわ した やす ひろ 川 下 保 博 (1949年7月3日)	1971年7月 藍造園設計事務所開業 1975年1月 株式会社規松緑化建設(現株式会社景匠館) 設立 取締役 1995年5月 同社代表取締役社長 2011年12月 当社取締役(現任) 2021年4月 株式会社景匠館取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社景匠館取締役会長	20,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>川下保博氏は、1975年1月に当社子会社の株式会社景匠館の前身である株式会社規松緑化建設の取締役に就任しており、2011年12月からは、当社の取締役も兼任し、当社グループの経営に携わっております。同氏は、造園業における豊富な経験を有するとともに経営者としての資質、知識及び実績を備えており、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者と致しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">やま もと ひで き 山本 秀樹 (1968年8月21日)</p>	<p>1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2000年4月 公認会計士山本秀樹事務所設立 所長（現任）</p> <p>2003年4月 有限会社アルファコンサルティング（現株式会社アルファコンサルティング）設立 代表取締役（現任）</p> <p>2007年7月 アルファ税理士法人設立 代表社員（現任）</p> <p>2010年6月 中央発條株式会社 社外監査役（現任）</p> <p>2016年5月 当社社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役</p>	3,200株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>山本秀樹氏は、2016年5月に社外取締役に就任しており、取締役会において、経営に関する有益な意見や他の取締役に對する質問等を行うことで、取締役会における監督機能としての役割を果たしております。また、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、当社グループの経営監督機能の強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者と致しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ 横井良栄 (1968年7月2日)	1991年4月 オリックス株式会社 入社 1997年11月 名古屋錦開発株式会社 入社 2000年8月 株式会社総務システムサービス 入社 2016年12月 社会保険労務士登録 2017年4月 よこいよしえ社会保険労務士事務所開設 代表(現任) 2021年6月 ポパール興業株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) よこいよしえ社会保険労務士事務所 代表 ポパール興業株式会社 社外取締役	—
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>横井良栄氏は、社会保険労務士としての企業労務に関する豊富な知識や経験を有しており、特に女性の活躍推進や労働法等の見地から、当社グループの経営に関して適切なアドバイスが期待できるため、社外取締役候補者と致しました。</p> <p>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
3. 山本秀樹氏、横井良栄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、山本秀樹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、横井良栄氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、山本秀樹氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、横井良栄氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 山本秀樹氏の社外役員の在任期間は、本総会を終結した時をもって5年7か月となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(自 2020年10月1日)
(至 2021年9月30日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束時期を予測することが困難であり、個人消費においては自粛ムードが、企業においては収益環境は持ち直しつつあるものの、依然として慎重な姿勢が求められる環境にあることから、景気に対する先行きは不透明な状況が継続しております。

建設業界においては、公共投資については既存インフラの管理等を中心に安定的に推移しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、民間設備投資については漸増傾向から、一時中止、工期及び発注の延期等が余儀なくされる環境が継続しており、先行きは不透明な状況にあります。一方で、建設業就業者数の減少及び高齢化はいっそう深刻化しており、労働力の確保が喫緊の課題となっております。

このような状況の下で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、受注見込みであったプロジェクトの中止や施工中現場の中断や延期など、少なからず影響を受けております。しかしながら、首都圏を中心に開発案件の受注が増加したことや、前連結会計年度に締結した大手住宅メーカーとの業務提携が功を奏し、受注案件の大型化や共同プロジェクトの進捗等、受注・売上ともに順調に推移しております。また、働き方改革を推進しつつ、積極的な人材の確保や教育プログラムの策定等、事業規模の継続的拡大に努めてまいりました。

経営成績については、当社の最大の強みであるデザイン性の高い造園工事の受注に努めました。ランドスケープに関しては、主に大手企業から受注した工場敷地内の造園緑化工事やオフィス棟を含む物流倉庫敷地内の緑化・外構工事、官公庁向けでは岐阜市新庁舎建設に伴う植栽・外構工事等によって売上高は増加しました。ガーデンエクステリアに関しては、主に大手住宅メーカーから受注したモデルハウス施設外構工事の第1期工事や富裕層向けの高級外構工事等が増加しております。造園工事以外では、大手住宅メーカーとの業務提携の一環でもある分譲住宅用の土地販売が好調でありました。子会社である株式会社景匠館においては、大阪長居公園の更新工事等の大型案件がありました。これらの要因により増収となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,309,677千円（前連結会計年度比11.8%増）、営業

利益は313,415千円（同10.2%増）、経常利益は345,003千円（同19.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は221,084千円（同10.8%増）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は32,006千円であります。その主な内容は当社工事用車両の取得16,504千円に係る投資等であります。

③資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2018年 9 月期)	第 54 期 (2019年 9 月期)	第 55 期 (2020年 9 月期)	第 56 期 (当連結会計年度) (2021年 9 月期)
売 上 高 (千円)	3,752,678	4,088,282	3,853,988	4,309,677
経 常 利 益 (千円)	256,894	280,088	289,348	345,003
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	174,154	173,419	199,520	221,084
1株当たり当期純利益 (円)	119.96	119.46	133.93	69.02
総 資 産 (千円)	3,470,365	3,698,061	4,090,927	4,263,803
純 資 産 (千円)	2,406,966	2,542,062	2,889,173	3,061,094

(注) 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2018年 9 月期)	第 54 期 (2019年 9 月期)	第 55 期 (2020年 9 月期)	第 56 期 (当事業年度) (2021年 9 月期)
売 上 高 (千円)	2,587,923	3,044,710	2,770,349	3,414,843
経 常 利 益 (千円)	214,151	261,110	249,915	323,846
当 期 純 利 益 (千円)	147,059	161,328	172,221	207,191
1株当たり当期純利益 (円)	101.30	111.13	115.61	64.68
総 資 産 (千円)	3,010,438	3,269,912	3,631,513	3,847,630
純 資 産 (千円)	2,235,223	2,357,814	2,680,076	2,834,775

(注) 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社景匠館	58,500千円	100.0%	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、前連結会計年度から引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境の悪化や、消費活動の停滞が続いております。当連結会計年度においては、ワクチン接種等の対策により、新型コロナウイルスの新規感染者数は減少しております。そのため、先行きとしては、明るい兆しがあるものの、経営環境を予測するのは困難な状況にあります。

造園緑化を取り巻く環境においては、緑化政策や自然療法をはじめ、造園に対する社会的需要が高まり続けています。しかしながら、経験豊富な職人の不足や高齢化、労働力人口の減少に伴う求人難など、厳しい状況が続いております。このような中で、当社グループは、持続的な事業拡大に向け、以下の項目を対処すべき課題として取り組んでまいります。

①人材の確保と育成

当社グループが行う造園緑化事業では、設計や施工に関する技術は専門性が高く、熟練を要するため、一朝一夕では習得することが困難です。しかしながら、顧客に求められる品質・納期・価格を達成するためには、より多くの技術者を擁し、技術力をいっそう向上させることが必須であります。このため、今後の事業展開においては、優秀な人材の確保・育成及び技能の伝承が重要な課題となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う労働市場の冷え込みから、求人倍率は低下してはいるものの、優秀な人材確保という点においては、依然として、新卒・中途採用ともに業種を超えた競争状態にあります。このような状況において、当社は造園緑化事業の価値・魅力を積極的に発信するため、会社説明会の開催や合同企業展への参加、求人サイト・求人広告への掲載など、多彩なメディアを活用することに加え、インターンシップ制度の積極的な活用により、高等学校や大学との関係をより一層強化し、学生への認知度を高め、造園緑化事業として唯一の上場企業という優位性を活かすことで、優秀な人材の確保に努めてまいります。また、「働き方改革」を推進することで従業員の生産性を高めるとともに、現場技術者の教育訓練を強化するための教育プログラムの充実を図ることにより人材育成を加速し、多くの現場経験を積むことで技能を伝承してまいります。

②営業エリアの拡大

事業規模を拡大するためには、新規取引先の開拓と営業エリア拡大が必須であると認識しております。このための具体的なエリア戦略として、現在の主たる営業エリアである東海・近畿地区の他、関東地区への商圏拡大を目的として2019年3月に開設しました東京営業所の増員を行い、更なる営業強化を図ってまいります。これに伴い、東京・大阪・名古屋を中心とした三大都市圏を拠点とし、その近郊へと営業エリアを拡大するとともに、中国をはじめとする海外市場への進出も視野に入れ、事業規模の拡大を目指してまいります。

また、営業エリアの拡大と並行し、同業種のほか異業種も視野に入れたM&Aや、相乗効果が期待できる企業との事業提携等のアライアンスに関しても積極的に推進してまいります。

③内部管理体制の強化

経営環境の変化に適応しつつ、更なる事業拡大を推進し企業価値を向上させるためには、内部管理体制の強化を通じた業務の標準化と効率化が重要な課題であると認識しております。当社グループでは、内部統制の実効性の向上に向けた環境・体制を柔軟かつ適正に整備し、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくことにより内部管理体制の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2021年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ランドスケープ	公共施設や商業施設等の造園緑化工事の設計・施工及びメンテナンス
ガーデンエクステリア	住宅団地の公共緑地及び戸建住宅の庭園・外構工事の設計・施工及びメンテナンス

(6) 主要な営業所 (2021年9月30日現在)

①当社

本 社	岐阜県岐阜市
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
長 久 手 営 業 所 (パ イ ン ズ 長 久 手)	愛知県長久手市
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
東 京 営 業 所	東京都千代田区

②子会社

株 式 会 社 景 匠 館	本社 (大阪府大阪市)
---------------	-------------

(7) 使用人の状況 (2021年9月30日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
121名 (5名)	6名増 (2名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
95名 (5名)	7名増 (2名増)	41.2歳	8.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年9月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 十 六 銀 行	219,760千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	33,340

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年9月30日現在)

- ①発行可能株式総数 8,000,000株
- ②発行済株式の総数 3,203,600株
- ③株主数 788名
- ④大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 小 栗 達 弘 オ フ ィ ス	560,400株	17.4%
小 栗 洋 行	335,860	10.4
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社	300,000	9.3
小 栗 勝 郎	245,360	7.6
岐 阜 造 園 社 員 持 株 会	187,800	5.8
株 式 会 社 十 六 銀 行	140,000	4.3
小 栗 博 文	110,000	3.4
大 橋 美 智 子	108,400	3.3
小 栗 栄 一	88,400	2.7
岡 崎 衛	81,200	2.5

- (注) 1. 2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数を4,000,000株から8,000,000株に変更しております。また、発行済株式の総数は、1,601,800株増加しております。
- 2. 当社は自己株式362株を保有しております。
 - 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

①事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月26日
新株予約権の数		100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり156,200円 (1株当たり781円)
権利行使期間		2022年2月26日から 2028年1月31日まで
行使の条件		(注)
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 80個 目的となる株式数 16,000株 保有者数 3人

(注) 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は使用人たる地位を有することを要するものとする。但し、任期満了に伴う退任、定年退職等の正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
4. 当社は、2021年6月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2021年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 栗 達 弘	株式会社景匠館 取締役
代表取締役社長	山 田 準	
常 務 取 締 役	小 栗 栄 一	ランドスケープ事業部担当
取 締 役	舟 橋 恵 一	管理部担当
取 締 役	川 下 保 博	株式会社景匠館 取締役会長
取 締 役	山 本 秀 樹	公認会計士山本秀樹事務所 所長 株式会社アルファコンサルティング 代表取締役 アルファ税理士法人 代表社員 中央発條株式会社 社外監査役
取 締 役	中 原 正 美	
常 勤 監 査 役	井 川 智 康	株式会社景匠館 監査役
監 査 役	加 藤 孝 浩	加藤孝浩会計事務所 所長 クローバー・ブレイン株式会社 代表取締役 株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング 社外監査役
監 査 役	川 島 典 子	川島典子司法書士事務所 所長

- (注) 1. 取締役山本秀樹氏及び取締役中原正美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加藤孝浩氏及び監査役川島典子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役加藤孝浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2020年10月31日をもって、取締役野村英樹氏は、辞任により退任致しました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低限度額となっております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

③取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に係る方針

・役員報酬等に関する基本方針

役員に対する報酬は、基本報酬、業績連動報酬である賞与、退職慰労金、ストック・オプションに関する報酬で構成されております。役員の報酬等の額は、役位、職責等を勘案し、業績を考慮のうえ報酬限度額の範囲内で決定しております。

・役員報酬等についての株主総会の定めに関する事項

取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は1名）です。また、2019年12月26日開催の定時株主総会において、当該報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬限度額を年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

・取締役に対する報酬等に関する事項

基本報酬に関しては、その総額を、業績連動報酬である賞与に関しては、各期の売上高経常利益率をベースとし、配当、従業員の賞与水準、過去の支給実績等を総合的に勘案した額を決定しております。売上高経常利益率をベースとした理由は、売上高経常利益率は、本業及び本業外での経営成績を含めた当社における企業活動全体の成績を示すものであるからです。ストック・オプションに関する報酬に関しては、個人別の付与数をその公正価値や基本報酬の程度、各取締役（社外取締役を除く）の貢献度等を勘案し、決定しております。個人別の配分に関しては、代表取締役会長（小栗達弘）に一任されております。

・役員退職慰労金に関する事項

退職慰労金に関しては、その算定基準について内規で定めており、役位、職責、在任期間等を勘案し業績を考慮のうえ決定し、支給に当たっては、株主総会にて決議しております。

・監査役の報酬に関する基本方針

監査役に関する報酬は監査役会で個人配分を決議しております。

・取締役の個人別の報酬の決定方針

取締役会は、代表取締役会長（小栗達弘）に対し各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。代表取締役会長は当社全体の業績、部門ごとの実績及び所属する業界の状況を把握し、各取締役への基本報酬の額及び賞与の評価配分を決定しております。代表取締役会長は、当社及び所属する業界に関して十分な経験と知識があり、取締役の評価を行うべき立場として最も適任であることから、取締役会は委任しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	ストック・ オプション	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	72,756 (9,600)	62,020 (9,600)	600	161	9,794	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,380 (4,800)	7,920 (4,800)	200	—	260	3 (2)
合計 (うち社外役員)	80,956 (14,400)	69,940 (14,400)	800	161	10,054	10 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。また、上記報酬枠とは別枠で、2019年12月26日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額30百万円以内と決議しております。

3. 監査役の報酬限度額は、2016年5月31日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議し

ております。

4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いており、2020年10月31日に退任した取締役1名を含めております。

ハ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2020年12月25日開催の第55回株主総会決議に基づき、退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役1名 371千円

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本秀樹氏は、公認会計士山本秀樹事務所所長、株式会社アルファコンサルティング代表取締役、アルファ税理士法人代表社員及び中央発條株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役加藤孝浩氏は、加藤孝浩会計事務所所長、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役及び株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役川島典子氏は、川島典子司法書士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	山 本 秀 樹	当事業年度に開催された取締役会14回中13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に財務・会計等の専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	中 原 正 美	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席し、企業経営者としての専門的見地から適宜発言を行っております。特に企業経営に関する豊富な経験から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	加 藤 孝 浩	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監 査 役	川 島 典 子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回、監査役会14回中14回にそれぞれ出席し、司法書士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	27,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、収益認識会計基準の適用に係る助言・指導業務を非監査業務として委託し、報酬を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保する体制を整備・運用しております。概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- ・取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
- ・法令違反又はコンプライアンスの懸念事象を予防及び発見するため、通報制度を「内部通報規程」に基づき運営する。
- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の業務の執行に係る重要な情報は文書又は電磁的媒体に記録し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できるように適切に保存する。
- ・保存又は管理する電磁的記録については、セキュリティを確保し、情報の毀損や流出を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理の統括部署として、管理部経営企画課を主幹部署と定め、全社的なリスク管理体制を確立する。また、「リスク管理規程」に従い、当社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
- ・基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するため、バックアップを整備する。
- ・不測の事態が発生した場合は、代表取締役社長の指示の下、損失の低減と早期の正常化を図る。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じ開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - ・業務分掌規程及び職務権限規程により、職務執行に係る権限・責任を明確にする。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の経営管理は、当該企業の自主性を尊重しつつも、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対する事業内容の定期的な報告と重要案件の協議・決裁を通じて行う。
 - ・内部監査部門は、社内規程に基づき子会社の経営全般に関する管理運営状況、業務執行状況を監査し、業務の正確性及び信頼性を確保する。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、監査役の意見、関係者の意見を十分考慮して、適切な使用人を配置するものとする。
 - ・監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従いその職務を行う。また、当該使用人の任命、解任、懲戒、評価については、監査役の事前の同意を要する。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- ・取締役は、監査役に対し、法令に違反する事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項について速やかに報告する。
 - ・使用人は、監査役にコンプライアンスに関する報告・相談を直接行うことができる。
 - ・当社は、上記報告・相談を行った使用人等に対し、監査役に相談・通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取り扱いを行わない。
 - ・内部監査、内部通報及び各委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - ・重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、監査役は取締役会に出席するとともに、稟議書等重要な決裁案件の回付を受ける。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、その実効性を確保するために必要な環境の整備を行う。
 - ・監査役は、各部門に対して、随時、必要に応じ監査への協力を求めることができる。
 - ・監査役は、内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

⑨反社会的勢力の排除に関する体制

- ・役員及び使用人は、いかなる場合においても反社会的勢力等との接点を持たないよう努める。
- ・反社会的勢力に関する属性確認は、「反社会的勢力排除規程」等に基づいて行う。
- ・暴力追放推進センター及び県警等からの情報収集に努め、有事の際には連携して対応にあたる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

- ・当社では、原則として毎月1回、取締役、常勤監査役、部門長で構成されるコンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの推進に関する基本方針、重要事項等を審議しております。
- ・内部通報規程に基づき管理部経営企画課に内部通報窓口を設置し、社員等からの違反行為等に関する通報又は相談を受け付けております。内部通報窓口にて受け付けられた通報又は相談については、管理部経営企画課にて調査がなされ、違法行為等が明らかとなった場合には社長に報告し、コンプライアンス是正のための措置を講じております。
- ・内部監査部門は監査計画を作成し、日常業務が法令及び定款に適合し、かつ社内規程に則り適正に運営されているか監査を実施しております。監査の結果は社長に報告がなされ、必要となる対策を実施しております。

②リスク管理体制の強化

- ・管理部経営企画課は、各部門のリスク管理状況について監査を行い、リスク管理方法に問題がある場合には管理責任者への報告を行います。また、管理責任者は問題についての改善を実施しております。

③企業グループにおける業務の適正の確保

- ・子会社の重要事項を決定する場合には、関連する当社の管轄役員及び本部長を交えた合議制とする運用を行っております。
- ・内部監査部門による子会社監査を年1回以上行っております。

④監査役の監査体制

- ・常勤監査役は、取締役会のみならず、重要な会議体に参加し、当社の業務執行に関する重要な情報を逐次、監査役に報告しております。

連結貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,946,797	流動負債	973,045
現金及び預金	2,038,931	支払手形・工事未払金	373,127
受取手形・完成工事未収入金	617,872	短期借入金	200,000
未成工事支出金	73,968	1年内返済予定の長期借入金	20,076
販売用不動産	172,490	未払法人税等	79,040
その他	46,279	未成工事受入金	108,201
貸倒引当金	△2,744	賞与引当金	34,221
		完成工事補償引当金	7,266
固定資産	1,317,005	その他	151,112
有形固定資産	967,770	固定負債	229,662
建物及び構築物	427,818	長期借入金	33,024
土地	509,114	役員退職慰労引当金	169,896
その他	30,838	退職給付に係る負債	26,165
無形固定資産	9,741	その他	576
投資その他の資産	339,493	負債合計	1,202,708
投資有価証券	136,300	(純資産の部)	
繰延税金資産	35,186	株主資本	3,057,567
保険積立金	66,901	資本金	396,417
その他	111,943	資本剰余金	337,715
貸倒引当金	△10,839	利益剰余金	2,323,677
資産合計	4,263,803	自己株式	△243
		その他の包括利益累計額	2,157
		その他有価証券評価差額金	2,157
		新株予約権	1,369
		純資産合計	3,061,094
		負債純資産合計	4,263,803

連結損益計算書

(自 2020年10月1日)
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,309,677
売上原価	3,092,246
売上総利益	1,217,431
販売費及び一般管理費	904,015
営業利益	313,415
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	3,714
受取地代家賃	5,066
保険返戻金	25,398
その他	6,106
	40,293
営業外費用	
支払利息	1,280
投資有価証券評価損	1,641
不動産賃貸費用	4,841
固定資産除却損	819
その他	123
	8,704
経常利益	345,003
特別損失	
減損損失	14,413
	14,413
税金等調整前当期純利益	330,590
法人税、住民税及び事業税	113,038
法人税等調整額	△3,532
当期純利益	221,084
親会社株主に帰属する当期純利益	221,084

連結株主資本等変動計算書

(自 2020年10月1日)
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	396,417	337,715	2,158,650	△243	2,892,540
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△56,056		△56,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			221,084		221,084
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	165,027	-	165,027
当 期 末 残 高	396,417	337,715	2,323,677	△243	3,057,567

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	△3,914	△3,914	547	2,889,173
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△56,056
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				221,084
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	6,071	6,071	821	6,893
当 期 変 動 額 合 計	6,071	6,071	821	171,921
当 期 末 残 高	2,157	2,157	1,369	3,061,094

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	1社
主要な連結子会社の名称	株式会社景匠館

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数	1社
主要な持分法適用の関連会社の名称	株式会社晃連

持分法適用会社の事業年度は、連結会計年度と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年～45年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、当社グループの事業活動に影響を及ぼしておりますが、適切な対応を実施していることもあり、その影響は限定的であります。しかし、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難です。そのため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌年度以降も限定的であるとの仮定を前提として会計上の見積りを行っております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準による収益認識

当社及び連結子会社は、完成工事高の計上にあたり、期末日までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しております。

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高は983,347千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高については、工事進捗度に工事収益総額を乗じて計算しております。工事収益総額は、当事者間で合意された工事契約等に基づいております。工事原価総額は、工事案件ごとの実行予算によって計算しております。工事進捗度を計算するにあたっては、原価比例法を採用しております。なお、工事進行基準を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があり、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	314,374千円
土地	314,665
計	629,039

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	20,076
長期借入金	33,024
計	253,100

2. 有形固定資産の減価償却累計額

184,701千円

【連結損益計算書に係る注記】

減損損失

場所	用途	種類
岐阜県各務原市	遊休資産	土地
岐阜県岐阜市	賃貸不動産	投資不動産

当社グループは、原則として、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っており、賃貸不動産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産及び賃貸不動産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（それぞれ、4,139千円及び10,274千円）として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は契約額または不動産鑑定価額等にて算定しております。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,601,800	1,601,800	－	3,203,600
合計	1,601,800	1,601,800	－	3,203,600
自己株式				
普通株式	181	181	－	362
合計	181	181	－	362

(注) 当社は、2021年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が、1,601,800株増加するとともに自己株式数が181株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月25日 定時株主総会	普通株式	32,032	20	2020年9月30日	2020年12月28日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	24,024	15	2021年3月31日	2021年6月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,032	10	2021年9月30日	2021年12月27日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については、経営計画及び資金繰りを考慮し、必要な資金を銀行借入等により調達する場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算後5年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においては、当社の監視のもと、同様の管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千 円)	差 額 (千 円)
(1) 現 金 及 び 預 金	2,038,931	2,038,931	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金	617,872	617,872	—
(3) 投 資 有 価 証 券	129,225	129,225	—
資産計	2,786,028	2,786,028	—
(1) 支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	373,127	373,127	—
(2) 短 期 借 入 金	200,000	200,000	—
(3) 未 払 法 人 税 等	79,040	79,040	—
(4) 長 期 借 入 金 (※)	53,100	52,918	△181
負債計	705,267	705,086	△181

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形・工事未払金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式を含む非上場株式（連結貸借対照表計上額7,075千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	955円20銭
1 株当たり当期純利益	69円2 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	68円81銭

(注) 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,499,578	流動負債	855,096
現金及び預金	1,677,840	支払手形	92,580
受取手形	122,741	工事未払金	222,116
完成工事未入金	415,935	短期借入金	200,000
未成工事支出金	71,212	未払金	21,951
販売用不動産	172,490	未払費用	55,606
原材料及び貯蔵品	9,542	未払法人税等	79,040
前払費用	4,196	未成工事入金	103,414
その他の金	28,324	前受り	11,886
貸倒引当金	△2,706	前受り	4,749
		前受り	436
固定資産	1,348,052	賞与引当金	23,752
有形固定資産	904,986	完成工事補償引当金	4,353
建物	357,785	その	35,208
構築物	47,728	固定負債	157,758
機械及び装置	1,706	退職給付引当金	26,165
車両運搬具	14,227	役員退職慰労引当金	131,016
工具、器具及び備品	14,104	その	576
土地	469,434	負債合計	1,012,855
無形固定資産	5,729	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,729	株主資本	2,838,069
その他の金	0	資本金	396,417
投資その他の資産	437,336	資本剰余金	337,715
投資有価証券	115,725	資本準備金	337,715
関係会社株式	129,441	利益剰余金	2,104,180
出資	30	利益準備金	12,876
破産更生債権等	5,139	その他利益剰余金	2,091,303
長期前払費用	1,249	別途積立金	960,000
繰延税金資産	33,721	繰越利益剰余金	1,131,303
保険積立金	61,220	自己株式	△243
その他の金	95,948	評価・換算差額等	△4,664
貸倒引当金	△5,139	その他有価証券評価差額金	△4,664
		新株予約権	1,369
資産合計	3,847,630	純資産合計	2,834,775
		負債純資産合計	3,847,630

損益計算書

(自 2020年10月1日)
(至 2021年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		3,414,843
売上原価		2,453,046
売上総利益		961,797
販売費及び一般管理費		668,984
営業利益		292,812
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,160	
受取地代家賃	5,066	
保険返戻金	25,398	
その他の	5,728	39,353
営業外費用		
支払利息	895	
投資有価証券評価損	1,641	
不動産賃貸費用	4,841	
固定資産除却損	819	
その他の	123	8,320
経常利益		323,846
特別損失		
減損	14,413	14,413
税引前当期純利益		309,432
法人税、住民税及び事業税	107,649	
法人税等調整額	△5,408	102,241
当期純利益		207,191

株主資本等変動計算書

(自 2020年10月 1 日)
(至 2021年 9 月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計	利益剰余金 合 計		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金					
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	980,168	1,953,045	△243	2,686,934	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△56,056	△56,056		△56,056	
当 期 純 利 益						207,191	207,191		207,191	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	151,134	151,134	-	151,134	
当 期 末 残 高	396,417	337,715	337,715	12,876	960,000	1,131,303	2,104,180	△243	2,838,069	

	評価・換算差額等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△7,406	△7,406	547	2,680,076
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△56,056
当 期 純 利 益				207,191
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	2,741	2,741	821	3,563
当 期 変 動 額 合 計	2,741	2,741	821	154,698
当 期 末 残 高	△4,664	△4,664	1,369	2,834,775

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

主として個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～39年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に対する瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補修実績割合に基づく見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から、中小企業退職金共済制度における給付相当額を控除した額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症は、当社の事業活動に影響を及ぼしておりますが、適切な対応を実施していることもあり、その影響は限定的であります。しかし、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難です。そのため、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の認識の判定等については、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、その影響が翌年度以降も限定的であるとの仮定を前提として会計上の見積りを行っております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に【会計上の見積りに関する注記】を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

工事進行基準による収益認識

当社は、完成工事高の計上にあたり、期末日までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を適用しております。

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における工事進行基準による完成工事高は789,985千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による完成工事高については、工事進捗度に工事収益総額を乗じて計算しております。工事収益総額は、当事者間で合意された工事契約等に基づいております。工事原価総額は、工事案件ごとの実行予算によって計算しております。工事進捗度を計算するにあたっては、原価比例法を採用しております。

なお、工事進行基準を適用するにあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末時点における工事進捗度を計算する必要があるため、それらを算出するには、見積りによる仮定を前提とする必要があります。また、建設資材や労務単価等の価格変動、工事契約の改訂等、事前予測が困難な事象が工事着工後に発生する場合には、その仮定に不確実性を与えることがあります。そのため、それらの予測できない事象が発生した場合には、翌事業年度に係る計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	306,857千円
土地	274,985
計	581,842

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
-------	-----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

	158,857千円
--	-----------

3. 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社景匠館	19,760千円
---------	----------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	6,098千円
--------	---------

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高
営業取引による取引高 49,592千円

2. 減損損失

場所	用途	種類
岐阜県各務原市	遊休資産	土地
岐阜県岐阜市	賃貸不動産	投資不動産

当社は、原則として、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っており、賃貸不動産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産及び賃貸不動産のうち、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなったため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（それぞれ、4,139千円及び10,274千円）として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は契約額または不動産鑑定評価額等にて測定しております。

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 362株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	7,828千円
役員退職慰労引当金	39,200
投資有価証券評価損	11,850
減損損失	51,132
その他	28,439
繰延税金資産小計	138,450
評価性引当額	△102,688
繰延税金資産合計	35,761
繰延税金負債	
保険積立金	△2,040
繰延税金負債合計	△2,040
繰延税金資産の純額	33,721

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社景匠館	直接 100.0%	債務保証 役員の兼任	子会社の 銀行借入 に対する 債務保証 (注)	19,760	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。なお、保証料の受領はしておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額 884円54銭

1株当たり当期純利益 64円68銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 64円49銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 由 寛 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岐阜造園及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月24日

株式会社岐阜造園
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 上 圭 祐 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 原 由 寛 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岐阜造園の2020年10月1日から2021年9月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月25日

株式会社岐阜造園 監査役会

常勤監査役 井川 智 康 ⑩

社外監査役 加藤 孝 浩 ⑩

社外監査役 川島 典 子 ⑩

以 上

メ モ

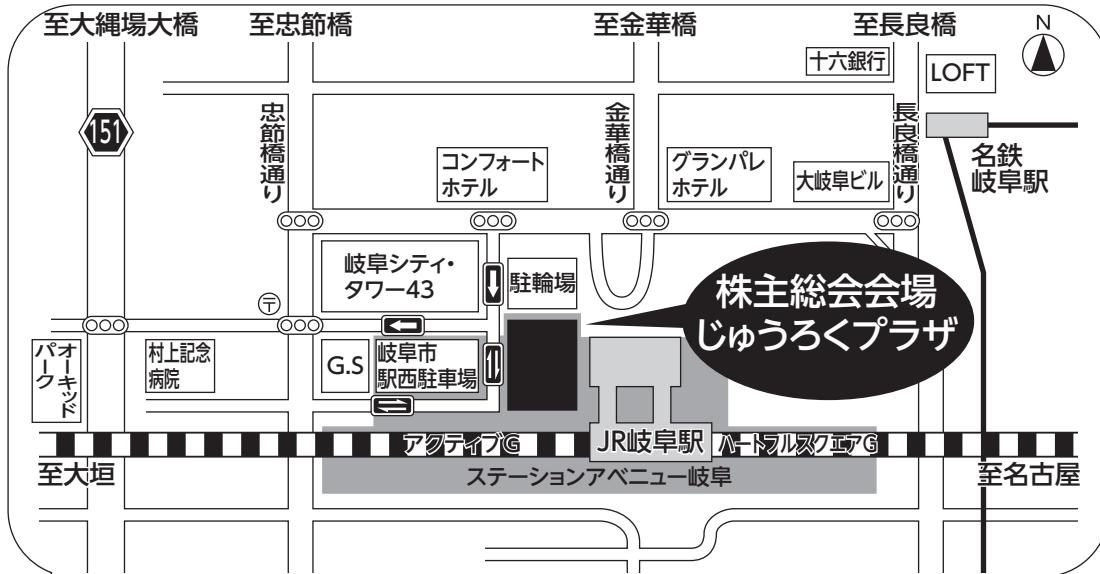
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

〈会場〉じゅうろくプラザ 5階 中会議室1
 岐阜県岐阜市橋本町一丁目10番地11
 T E L . (058) 262-0150(代)



[交通機関のご案内]

- JR岐阜駅より 徒歩/約2分
- 名鉄岐阜駅より..... 徒歩/約7分
- 岐阜各務原I.Cより約10km 車/約15分
- 岐阜羽島I.Cより約15km 車/約20分

[駐車場のご案内]

- ※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。ご了承ください。
- 会場周辺は禁煙地域となっております。

